

平成21年（家）第316号 面接交渉申立事件

審 判

本籍 000000000000000000  
住所 000000000000000000  
申立人 父親A

本籍 申立人に同じ  
住所 000000000000000000  
相手方 母親B  
上記代理人弁護士 O×弁護士

事件本人(未成年者) C子  
本籍 申立人に同じ  
住所 相手方に同じ  
平成17年0月00日生

主 文

相手方は、申立人に対し、本審判確定日の属する月の翌月から、月2回、次のとおりの面接要領で申立人と事件本人の面接交渉をさせよ。

1 面接日

(1)毎月第2日曜日。ただし、当事者双方のいずれかに差し支えがある場合には、その代替日として、第1日曜日、第1週及び第2週の祝日のうちのいずれかの日、第2土曜日、第1土曜日の順に、これを定める。ただし、当事者間の協議により、上記以外の日に変更した場合には、この限りではない。

(2)毎月第4日曜日。ただし、当事者双方のいずれかに差し支えがある場合には、その代替日として、第3日曜日、第3週及び第4週の祝日のうちのいずれかの日、第4土曜日、第3土曜日の順に、これを定める。ただし、当事者間の協議により、上記以外の日に変更した場合には、この限りではない。

2 面接時間

午前9時から午後5時。ただし、当事者間の協議によりこれを変更した場合には、この限りではない。

3 引渡方法

申立人が、相手方の現住所地(相手方の実家)又は××××××公園駅などその他相手方が指定する場所へ送迎する。ただし、当事者間の協議によりこれを変更した場合には、この限りではない。

4 面接場所

申立人の指定する場所。ただし、当事者間の協議によりこれを変更した場合には、この限りではない。

## 5 その他

(1) 申立人は、面接交渉の実施にあたり、次の事項を遵守するなど事件本人の福祉に慎重に配慮しなければならない。

ア 事件本人の体調に最大限配慮すること

イ 事件本人が相手方の元に帰りたがるなど面接交渉が負担であると感じるような状況になった場合には、面接交渉を中断するなどして、その心身の状況について最大限配慮すること

ウ 事件本人の生活リズムを尊重し、午睡の時間を確保するなど生活習慣及び心身の状況について、最大限の配慮をすること

エ 係属している離婚訴訟等の話題を避け、相手方の監護養育態度を批判していると取られかねないような発言を差し控えること

(2) 当事者間による協議が整った場合に限り、相手方は面接交渉に立ち会うことができる。

## 理由の要旨

### 第1 事案の概要等

#### 申立ての趣旨及び実情の要旨

申立人と相手方は、平成16年×月×日に婚姻し、平成17年×月×日、二人の間に事件本人がもうけられた。しかし、平成20年7月×日以降、二人は別居している。別居以降、事件本人は相手方が監護しているが、相手方は申立人に会わせようとしない。

よって、申立人は、相手方に対し、朝から夕方までの週1回以上の面接に加え、月2回以上の宿泊付き面接、さらに、長期休暇におけるさらなる面接を求める。

#### 相手方の反論の要旨

相手方は、申立人と事件本人との面接交渉を拒むものではない。しかしながら、現在係属中の申立人と相手方との間の離婚訴訟で事件本人の親権の帰属が争われている状況、従前の当事者間の紛争経緯などにかんがみると、現段階では、月1回の午前中のみ面接にとどめるのが相当である。

### 第2 当裁判所の判断

#### 1 一件記録によれば、以下の事実が認められる

(1) 申立人と相手方は、平成16年×月×日に婚姻し、平成17年×月×日、二人の間に事件本人がもうけられた。同居中、当事者双方及び事件本人は〇〇県〇〇市〇〇〇丁目所在の自宅(現在の申立人宅。以下「申立人宅」という。)で暮ら

していた。そして、事件本人は、当事者双方に連れられて2か月に1回程度の頻度で申立人の実家(〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇所在。以下「申立人実家」という。)を訪れたり、当事者双方又は相手方に連れられて1か月に2回程度の頻度で申立人の実家より遠い相手方の実家(〇〇市〇〇区〇〇町所在。以下「相手方実家」という。)を訪れたりしていた。

しかし、平成20年7月00日以降、二人は別居している。そして、それ以降、相手方が事件本人を監護している。

(2)ア 同年9月00日、申立人は、事件本人の監護者を申立人とするとともに、事件本人の引渡しを求める旨の調停を申し立てた(当庁平成20年(家イ)第1334号、第1335号。以下、「監護者指定等調停事件」という。)。そして、申立人は、同事件の第1回調停期日(同年10月00日)において、長期間、事件本人と会えないことは我慢できないなどと述べて、事件本人の引渡し等を強く求める一方で、面接交渉を先行させることには難色を示した。他方で、相手方は、離婚の意向を示すとともに、即時の面接交渉について難色を示した。

上記調停期日において、申立人は、当庁家庭裁判所調査官から、調停中であるから常識的な行動をとるよう伝えられていたが、同日の調停終了後に、相手方の知らない間に事件本人の通う保育所を訪れて、同所に事件本人を迎えに来た相手方に対し、事件本人を連れて帰るなどと述べた。もともと、相手方の父(以下「相手方父」という。)が対応するなどして、結局、申立人が事件本人を連れ帰ることにはならなかった。

イ さらに、監護者指定等調停事件の第2回期日(同年11月×日)において、申立人は、事件本人に会いにいけないのはおかしいと述べて直接会いに行くことを示唆したり(なお、月2回会いたい旨も述べていた。)、第3回期日(同年12月×日)においても、保育所に会いに行く旨を示唆したりしたが、いずれも調停委員会から、期日外に直接会いに行くのは差し控えて欲しい旨諭された。以後、申立人が、調停期日において、期日外に直接会いに行く旨強く主張することはなくなった。

他方で、同年1月00日、相手方は、申立人との離婚を求めて離婚調停を申し立てた(当庁平成20年(家イ)第1613号。以下「離婚調停事件」という。)

ウ そして、平成21年1月00日、当庁プレイルームにおいて、申立人と事件本人との試行的面接交渉が実施された(以下「本件試行的面接交渉」という。)。その際に、申立人は、当庁家庭裁判所調査官の指示に従っており、特段のトラブルは生じなかった。

エ 同年1月00日、申立人は、本件審判移行前の面接交渉調停事件を申し立てた(当庁平成21年(家イ)第48号。以下「本件調停事件」という。)。そして、同年2月00日、監護者指定等調停事件は取り下げられたが、離婚調停事件及び

本件調停事件は不調に終わり、本件調停事件は審判移行した。なお、当事者間の離婚問題については、現在、離婚訴訟が係属し、事件本人の親権者の指定が争点となっている。

(2) ア 事件本人は、相手方実家で、相手方のほか、相手方の父母と同居している(ただし、相手方父は単身赴任中であり、週末のみ帰宅している。)

イ 事件本人は、平成21年4月から、それまでとは別の保育所に通うようになり、平日は午前6時半ころに起床し、午前7時半ころに保育所に向かい、午後6時ころに帰宅している。保育所では、午前11時半ころに昼食を摂った上で、午後2時半ころまで午睡をとるとい生活を送っている。

他方で、休日は、事件本人には午前中は外で思い切り遊ばせ、午後は屋内でゆったりと過ごさせるという監護方針の下、相手方父が午前9時ころから近隣の公園などに遊びに連れて行くことが多く、また、事件本人も朝から外出を期待しているのか、平日よりも早く起床することが多い。そのため、休日は、事件本人は午前11時半ころに昼食を摂った後、午後3時半ころまで昼寝をすることも多い。そして、平日も休日も、おおむね午後6時ころに夕食を摂って午後8時ころには就寝する生活を送っている。なお、相手方の事件本人に対する虐待は全く窺われない。

(3) 本件試行的面接交渉において、事件本人が申立人に対して抵抗感や拒否感を示すような様子は特段窺われなかった。また、相手方は、同居中は事件本人が申立人に親和していたことを認めている。

#### (4) 相手方の希望ないし主張

面接交渉それ自体を拒むわけではないが、過去の申立人の行動からすると、申立人が事件本人を連れ去る不安を感じているし、また、面接交渉によって、現在相応に確立された事件本人の生活リズムが崩れることも懸念している。したがって、長時間の面接や宿泊付きの面接は応じられず、面接時間は土曜日又は日曜日の午前中に限りたい。また、面接場所は、相手方実家近隣の公園(×市立×××××園のある××××公園を含む。)が相応しいと考えている。従前同居していた申立人宅には連れて行って欲しくない。

他方で、土曜日と日曜日のいずれにするかについては、相手方としてはどちらでも良いが、申立人は土曜日に仕事をすることもあったから、申立人のためには、日曜日とした方がいいのではないかと考える。

また、事件本人の不安を生じさせないためには、少なくとも面接交渉を見守ることができる場所で相手方又は相手方父が立ち会うべきである。なお、相手方は、事件本人と当事者双方の3人による面接交渉を拒むものではない。

#### (5) 申立人の希望ないし主張等

日時等については、まず、毎週末、朝から夕方までの面接を希望する。その際

には、申立人宅やその近隣の公園、申立人実家などで、日常的な生活を共に過ごすことにより父親の愛情を伝えていくことを基本に考えているが、季節に応じてハイキング等をすることも考えている。加えて、同居中には申立人も食事や入浴、トイレなどの世話に関与していたから宿泊付きの面接も特段の不都合はなく、また、相手方による虐待の懸念もあるから、週末や連体を利用して月2回以上の宿泊付きの面接も希望する。さらに、ゴールドデンウィーク、夏休み、冬休み等の事件本人の長期休暇において、旅行等によって父子関係の絆を深めるとともに事件本人の人格形成に資するような面接交渉も希望する。

そして、面接の際には、申立人が、相手方実家又はその最寄り駅(××××公園駅)まで事件本人を送迎することができる。

なお、申立人の休日は、土日祝日であるが、土曜日は月1、2回出勤することがある。

(6)申立人は、自身が作成した書面においても、当庁家庭裁判所調査官による面接においても、面接交渉の機会を利用して事件本人の身柄を奪うようなことは決してしない旨誓っている。

また、申立人は、監護者指定等調停事件や離婚調停事件に出頭するにあたって、父子関係の面接交渉等に関して提言などを行っている団体に相談し、その助言を受けていた。

## 2 判断

非監護親と子との面接交渉を認めるか否か、どのような態様で面接させるかについては、子の生活関係や発育等に及ぼす影響なども含めた一切の諸事情を総合的に考慮して、子の福祉に合致するか否かによって決められるべきものである。

そこで、上記認定事実に基づいて検討する。

(1)相手方は、面接交渉自体は拒まないものの、他方で、事件本人が連れ去られることについての不安を表明している。前認定のとおり、監護者指定等調停事件の期日間において、申立人は事件本人の保育所を訪れた上で同人を連れ帰るような発言をしたことが認められるから、そのような相手方の不安は一応無理からぬものといえる。もっとも、申立人は、その後は、再三にわたって調停委員会や家庭裁判所調査官から諭されるなどしたためか、事件本人を連れ去るような行動に及んだことは窺われず、また、前認定のとおり、今後の面接交渉の際に決して連れ去るようなことはしない旨誓っている。そうすると、申立人が事件本人を連れ去る高度の蓋然性を客観的に認めることは困難であるというべきである。以上に加えて、本件試行的面接交渉において特段のトラブルは生じておらず、その際に事件本人は申立人に相応に親和していると窺われたこと、相

手方も同居中は事件本人が申立人に親和していたことを認めていること、相手方は面接交渉それ自体を拒んでいるわけでないこと、その他一切の事情を併せ考えると、相手方に対しては、原則として、申立人と事件本人との面接交渉を命じるのが相当である。

(2)次に、面接交渉の具体的な態様について検討する。

ア まず、面接交渉の頻度や時間については、双方の主張ないし希望は前認定のとおりであるところ、事件本人は間もなく満4歳となる年齢であり、保育所での生活等を通じて相応に規則正しい生活を確認している状況にあることや申立人と事件本人との従前の面接状況等にかんがみれば、同人に対して過度の負担を課すような態様による面接は相当ではないというべきである。そして、相手方による虐待は全く窺われない。以上に加えて、当事者間の紛争状況等も併せ考えると、毎週末の面接を命じたり、これに加えて月1回以上の宿泊付きの面接を命じることは、事件本人に過度の負担を課すものであって相当でないというべきである。

もともと、事件本人の年齢に照らすと、現在の心身の発達状況は日々著しいことが見込まれるから、現在は午睡の習慣があるものの、その時間は徐々に少なくなる可能性もないではない。そうすると、面接の際に事件本人の午睡に対する配慮を要することは当然としても、事件本人にとって、1か月に2回程度の頻度で面接のために朝から夕方まで外出することが過度の負担となるとは言い難いというべきである。しかも、申立人宅での双方の同居中でさえも、1か月に2回程度相手方の実家を訪れていたことも認められる。これら諸事情に加え、別居後の申立人と事件本人との面接状況、今後の健全な父子関係の構築への期待、その他諸般の事情にかんがみると、面接頻度及び時間としては、月2回、午前9時から午後5時までの日帰りとするのが相当である。

また、事件本人は保育所に通っているのであるから、幼稚園の場合と異なり、いわゆる夏休み、冬休み、春休みなどの長期休暇があるわけではないから、上記のような面接に加えて、現段階で、長期休暇を理由とした面接を命じる必要はないというべきである。

イ ところで、面接交渉を命じるにあたり、当事者間に紛争状況があるとしても、その中でも子の福祉に関する志向や認識が一致するなど、当事者間に一定程度の信頼関係が認められるのであれば、面接条件の細部については当事者間における協議に委ねるのが望ましいというべきである。しかしながら、前記のような本件の紛争状況に照らすと、本件では、面接交渉の前提となるべき一定程度の信頼関係の醸成が十分にされていない状況にあるといわざるを得ない。そうすると、本件面接交渉を単に月2回の日帰りという程度を定めるのみでは、その余の面接交渉条件の協議が遅々として進まないことが見込まれる

から、本件の判断としては、同時に面接場所、面接態様等についても単に当事者間の協議に委ねるにとどまらず、可能な限り具体的に定めるのが相当である。

(ア)そこで検討するに、まず、面接日については、事件本人は平日には保育所に通っていること、双方とも休日を希望していること、土曜日は申立人が仕事をすることがあること等にかんがみると、毎月第2日曜日及び第4日曜日と定めるのが相当である。そして、当事者双方及び事件本人のいずれかについて差し支えがある場合には、第2日曜日の代替日としては、第1日曜日、第1週及び第2週の祝日、第2土曜日、第1土曜日の順に日程を調整させ、また、第4日曜日の代替日としては、第3日曜日、第3週及び第4週の祝日、第4土曜日、第3土曜日の順に調整させるのが相当である。

(イ)次に、面接場所及び引渡場所について検討するに、当事者双方の同居中は、頻度の差こそあれ、事件本人は相手方実家のみならず、申立人実家も訪れていたこと、両親の双方の祖父母との交流は子の心身の発達に好影響を与えることは少なくないこと等にかんがみると、相手方の実家やその近隣に面接場所を限定する理由は乏しいといわざるを得ない。そして、申立人は、相手方実家又はその最寄り駅までの送迎を申し出ているところ、そのような引渡方法は事件本人の負担軽減の観点から、相当であるというべきである。もちろん、事件本人の年齢に照らすと、過度な遠隔地への外出は相応の負担を課すことになると思われるが、前記のとおり引渡場所が指定されるとともに面接時間が限定されることや、後記のとおり申立人に対して事件本人の心身状況等に配慮を命じることによって、そのような負担を課す面接を実施することは事実上困難となるというべきである。

(ウ)また、面接態様については、相手方は、面接状況を見守ることができるよう立会いを求めているところ(なお、相手方は当事者双方と事件本人の3人による面接でもよい旨述べ。)、当事者間の紛争状況に照らすと、面接の実施中に常に相手方を立ち合わせることにすると、時として当事者双方の感情対立を顕在化させかねないから、当事者間の協議で申立人がこれを了解するのであれば格別、面接態様として相手方の立会いを命じることは相当でないというべきである。

(エ)加えて、申立人が、実際の面接交渉にあたって事件本人の福祉に慎重に配慮しなければならないことは言うまでもなく、面接交渉当日の事件本人の体調に配慮すべきことは当然である。そして、間もなく満4歳となるという年齢に照らすと、事件本人は相応に快不快の意思を表明することもできるから、相手方の元に帰りたがるなどした場合には途中で面接交渉を中断するなどして、事件本人の心身の状況に配慮することも要請されるというべきである。さらに、事

件本人には午睡の習慣があるなど一定の生活リズムが確立されているところ、そのような生活リズムは心身の健全な発達に重要であるから、申立人に対しては、午睡の時間を確保することなどについても配慮させることが相当である。

また、事件本人の年齢に照らすと、当事者の一方がその他方を批判しているか否かなどについては相応に敏感に感じ取ることができるというべきであるから、申立人は、係属している離婚訴訟等の話題を避け、相手方の監護養育態度を批判していると取られかねないような発言を差し控えることが相当である（もちろん、このような配慮をすべきことは、日常的に事件本人を監護している相手方についても当然当てはまるが、そのことは本件面接交渉で命ずべき内容には含みようがない。）。

(オ)もちろん、以上の面接条件については、当事者間で協議が整った場合には、その協議内容に変更することを何ら妨げるものではない。

(カ)以上の検討によれば、申立人と事件本人との面接交渉については、面接日、面接時間及び面接場所等について当事者間で協議が整えば格別、主文掲記の面接要領に従って面接交渉を実施させるのが相当である。

3 よって、主文のとおり審判する。

平成21年6月30日

神戸家庭裁判所

家事審判官 山本陽一